

発議第3号

三島市議会会議規則の一部を改正する規則案

三島市議会会議規則（平成3年三島市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第83条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成27年6月30日提出

発 議 者 三島市議会全議員